

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2021年4月1日現在

～2021年3月31日

2021年4月1日～

目次 (略)

第1章～第8章 (略)

第9章 料金等

第1節 (略)

第2節 料金等の支払義務

第21条の2～第23条の2 (略)

第23条の3 第13条（モバイルアクセス契約者が行うモバイルアクセス契約の解除）第5項に規定する初期契約解除を行った場合において、モバイルアクセス契約者は、初期契約解除までの期間に提供を受けた電気通信役務に対して支払うべき金額、及びその他の当該契約に関して支払うべき金額を負担していただきます。この場合において、モバイルアクセス契約者が支払うべき金額は、事業法第26条の3第3項ただし書に係る総務省令に定める金額を限度とし、モバイルアクセスサービスに係る料金及びその他の債務と同額とします。

2 [番号ポータビリティを伴うモバイルアクセス契約（カテゴリーWに係るものに限りま](#)
[す。）の初期契約解除に伴い第13条第2項の規定に基づく申出をし、その承諾を受けたとき](#)
[は、モバイルアクセス契約者は、前項のほか、料金表第1表第2（手続きに関する料金）に規](#)
[定する携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料を負担していただきます。](#)

第3節～第5節 (略)

第10章～第13章 (略)

別記 (略)

目次 (略)

第1章～第8章 (略)

第9章 料金等

第1節 (略)

第2節 料金等の支払義務

第21条の2～第23条の2 (略)

第23条の3 第13条（モバイルアクセス契約者が行うモバイルアクセス契約の解除）第5項に規定する初期契約解除を行った場合において、モバイルアクセス契約者は、初期契約解除までの期間に提供を受けた電気通信役務に対して支払うべき金額、及びその他の当該契約に関して支払うべき金額を負担していただきます。この場合において、モバイルアクセス契約者が支払うべき金額は、事業法第26条の3第3項ただし書に係る総務省令に定める金額を限度とし、モバイルアクセスサービスに係る料金及びその他の債務と同額とします。

2 [削除](#)

第3節～第5節 (略)

第10章～第13章 (略)

別記 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料

1 (略)

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-1~2-1-5 (略)

2-1-6 カテゴリーWに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

区 分	基 本 額
タイプ1	<u>700円 (770円)</u>
タイプ2	<u>600円 (660円)</u>

2-1-7 (略)

2-2 (略)

2-3 音声通信利用料

2-3-1 2-3-2以外のもの

2-3-1-1 (略)

2-3-1-2 カテゴリーWに係るもの

2-3-1-2-1~2-3-1-2-2 (略)

2-3-1-2-3 ワイドスター通信に係るもの

アイ以外のもの

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料

1 (略)

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-1~2-1-5 (略)

2-1-6 カテゴリーWに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

区 分	基 本 額
タイプ1	<u>220円 (242円)</u>
タイプ2	<u>120円 (132円)</u>

2-1-7 (略)

2-2 (略)

2-3 音声通信利用料

2-3-1 2-3-2以外のもの

2-3-1-1 (略)

2-3-1-2 カテゴリーWに係るもの

2-3-1-2-1~2-3-1-2-2 (略)

2-3-1-2-3 削除

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料金額</u>
<u>音声通信利用料</u>	<u>接続通信時間30秒までご</u> <u>とに</u>	<u>20円 (22円)</u>

イ 主として船舶その他海上を移動するものに設置された移動無線装置との間に電気通信回線を設置して提供するもの

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料金額</u>
<u>音声通信利用料</u>	<u>接続通信時間30秒までご</u> <u>とに</u>	<u>50円 (55円)</u>

2-3-2 (略)

2-4~2-7 (略)

2-3-2 (略)

2-4~2-7 (略)

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容								
(1) 手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>オ 携帯電 話・PHS番 号ポータビ リティ手 数料</td> <td><u>第13条第2項の規定に基づ く申出をし、その承諾を受け たときに支払いを要する料 金</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	(略)	(略)	オ 携帯電 話・PHS番 号ポータビ リティ手 数料	<u>第13条第2項の規定に基づ く申出をし、その承諾を受け たときに支払いを要する料 金</u>	(略)	
種 別	内 容								
(略)	(略)								
オ 携帯電 話・PHS番 号ポータビ リティ手 数料	<u>第13条第2項の規定に基づ く申出をし、その承諾を受け たときに支払いを要する料 金</u>								
(略)									
(2) <u>携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料の適用</u>	<u>携帯電話・PHS番号ポータビリティが行われなかった場合の携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料は、1（適用）及び2（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。</u>								

2 料金額

料金種別	単 位	料 金 額
(略)	(略)	(略)

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容								
(1) 手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>オ <u>削除</u></td> <td><u>削除</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	(略)	(略)	オ <u>削除</u>	<u>削除</u>	(略)	
種 別	内 容								
(略)	(略)								
オ <u>削除</u>	<u>削除</u>								
(略)									
(2) <u>削除</u>	<u>削除</u>								

2 料金額

料金種別	単 位	料 金 額
(略)	(略)	(略)

携帯電話・PHS番号ポー	1のモバイルアクセス契	3,000円(3,300円)
タビリティ手数料	約ごとに	

第3 相互接続番号案内に関する料金 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1 モバイルアクセスサービス(カテゴリーWに係るものに限ります。)の基本機能

種類	提供条件
(略)	(略)
5 契約者指定番号発信機能 当社の指定する電気通信番号を付与して発信された通信(ボイスモードに係るものに限ります。)に関する料金について、料金表第1表第1(利用料)1(適用)(23)(契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用)、(24)(契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引)、(25)(契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引)及び(26)(契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引を伴う3番号自動判定通話割引)に定める取扱いを受けることができる機能	二

(注1)～(注11) (略)

--	--	--

第3 相互接続番号案内に関する料金 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1 モバイルアクセスサービス(カテゴリーWに係るものに限ります。)の基本機能

種類	提供条件
(略)	(略)
5 契約者指定番号発信機能 当社の指定する電気通信番号を付与して発信された通信(ボイスモードに係るものに限ります。)に関する料金について、料金表第1表第1(利用料)1(適用)(23)(契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用)、(24)(契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引)、(25)(契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引)及び(26)(契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引を伴う3番号自動判定通話割引)に定める取扱いを受けることができる機能	この機能の利用に係る当社の指定する電気通信番号については、通信に際し、別に定める条件に従い契約事業者(株式会社NTTドコモ)に限ります。)の交換設備を経由する際に、接続先とする電気通信番号に対して自動的に付与される場合があります。

(注1)～(注11) (略)

別表2～別表4 (略)

(注 12) 本別表 5 欄に規定する当社が別に定める条件については、当社Webサイト
(<https://www.ntt.com/personal/signup/mobile/one/voice/denwa.html>) に掲げるもの
とします。

別表2～別表4 (略)

附 則 (令和3年3月29日 P S 事推第00769218号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表別表1 (モバイルアクセスサービス (カテゴリーWに係るもの
のみに限ります。) の基本機能) の5欄の規定の改訂については令和3年4月6日から、料金表
第1表 (料金 (附帯サービスの料金を除きます。)) 第1 (利用料) 2 (料金額) 2-3 (音声
通信料) 2-3-1 (2-3-2以外のもの) 2-3-1-2 (カテゴリーWに係るもの) 2
-3-1-2-3 (ワイドスター通信に係るもの) の規定の削除については令和3年4月7日
から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ
他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いに
ついては、なお従前のとおりとします。